

お客様へのお願い

預金者ご本人以外の預金のお引き出しには原則、
**預金者ご本人の意思確認
が必要になります。**

但し、預金者ご本人の生活費、入院や介護施設費用等の資金が必要でお困りの際は
窓口へご相談ください

ご相談で来店の際には、以下のものをご持参ください。

預金者ご本人

- ・本人確認書類
- ・通帳
- ・お届け印



ご来店する方

- ・本人確認書類
- ・預金者ご本人との関係性がわかる書類



お金が必要な理由がわかる書類

- ・入院や介護施設費用の請求書など



※上記の書類がそろっていても、ご希望に添えない場合もございます。

預金者ご本人以外が継続的に預金のお引き出しを希望される場合は、成年後見制度のご利用を検討ください。※成年後見制度については裏面をご覧ください。



湖東信用金庫

成年後見制度について

成年後見制度とは、判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結、または財産を管理する等、本人の保護を図るもので

▶十分な判断能力があるうち（任意後見）

任意後見制度とは、元気なうちに将来自分の判断能力が不十分になったときに備えて、支援してもらう人（任意後見人）と支援してほしい内容を契約によって定めておく制度です。この契約は公証人役場で公正証書によって作成しておく必要があります。

▶判断能力が不十分な場合（法定後見）

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。また、後見制度をご利用のお客さま向けに、本人の財産を適切に管理する仕組みとして、後見制度支援預金を提供している銀行もあります。

いずれの制度も利用の手続きには、ある程度の時間や費用がかかります。将来どの制度を利用するか、また任意後見制度を利用する場合には、どのような契約内容にするか決めておくとよいでしょう。